

日中戦争期以降の福井県における朝鮮人融和／統制団体の教育・教化事業

——『福井新聞』記事の分析を中心に——

三ツ井 崇

はじめに

筆者はこれまで一九三〇～四〇年代の『福井新聞』、『大阪朝日新聞（福井版、北陸版）』等の新聞記事を使用し、朝鮮人社会の形成過程と朝鮮人戦争動員のメカニズムについて明らかにしようとしてきた。とりわけ、一九三〇年代に朝鮮人融和／統制団体（以下、朝鮮人融和団体と略）が相次いで設立された事実注目し、調査を継続しているところである。本稿は、その一環として、おもに日中戦争期以降におけるそれら朝鮮人融和団体の朝鮮人教育・教化事業の事例とその性格について確認することを目的としている。

ここで、一九三〇年代福井県における朝鮮人社会と朝鮮人融和団体の設立に関する事実について簡単に言及しておきたい。^①一九二〇年代末から三〇年代初にかけて福井県に在留する朝鮮人人口は急増し、一九三〇年代半ばには定住化の様相をみせるにいたった。さらに、一九三九年度の「労務動員実施計画」にもなう戦時労働動員の本格化により、土木建築業に従事する労働者が急増していくなか、「内鮮融和」ないしは「内鮮一体」のスローガンを掲げ、朝鮮人統制のための組織が作られていった。そのような目的を全国的に遂行した組織として協和会が挙げられるが、すでに樋口雄一の研究でその活動内容については明らかにされている。^②

福井県においても同様、一九三七年に福井県協和会が

成立し、それまでに県内各地域別に存在していた朝鮮人融和団体は、県協和会の下部組織となった。そして、一九四〇年に中央協和会体制が成立するや、各組織は正式に協和会の支会に編入された。つまり、一九三〇年代の段階で、のちに協和会体制を構築し、朝鮮人を統制していく基盤が成立していたことになる。

これら組織の主要な事業の一つが朝鮮人に対する教育・教化事業であった。本稿では、一九三〇年代後半、とりわけ日中戦争期以降の福井県における朝鮮人融和団体の教育・教化事業の実態を把握し、朝鮮人戦争動員メカニズムの一端について確認することにした。なお、資料としては、おもに『福井新聞』の記事を利用することにする。もちろん、それだけでは不十分なのであるが、公文書が福井大空襲、福井大地震によって消失してしまったとされる現状においては、限られた資料からではあるものの、まったく無意味な作業ではないだろうと考える。

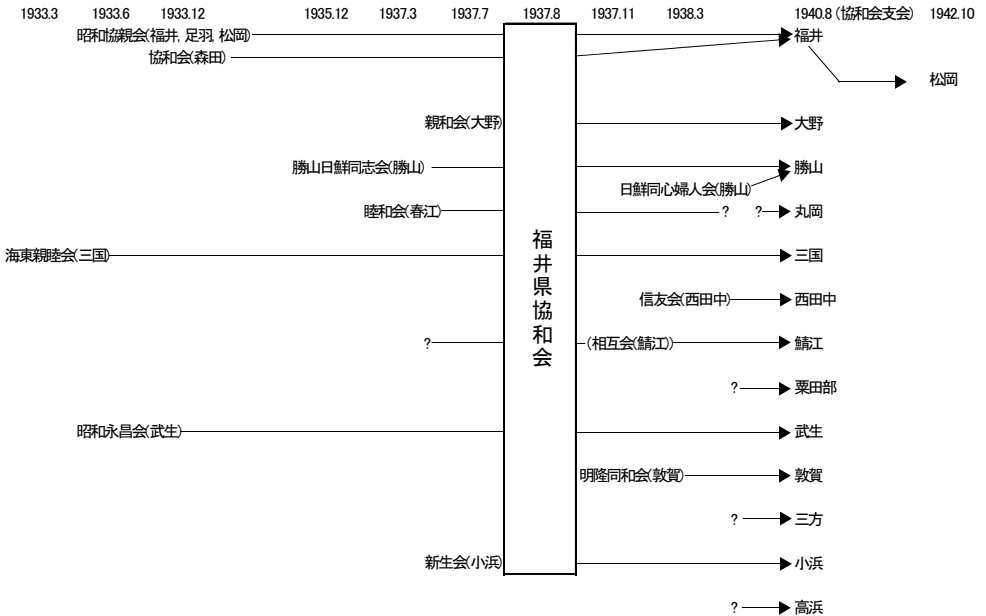
1 朝鮮人融和団体による朝鮮人教育・教化事業の概要

(1) 協和会体制の確立と教育問題の位相

【表】は、現時点で判明している福井県下朝鮮人融和団体の系譜である。一九三七年以降の『福井新聞』の記事を通してわかるのは、これら諸団体が管下の在任朝鮮人に対する教育事業を展開した事例が多くみられるという点である。まず、この点について検討してみよう。

この時期は福井県において朝鮮人融和団体の組織形態が変化した時期でもあった。一九三七年八月中旬に福井県庁社会課内に福井県協和会が設置された³⁾。これにともない、形式的には県内の各朝鮮人融和団体は県協和会へと統合されることになった。このような体制の移行に際しては、一九三七年段階において、県会でも何度か討議の対象となつている⁴⁾。その結果を受けて、県当局は県下各地に組織されていた朝鮮人融和団体を統合し、「福井県内鮮協和会」を組織して、「半島人の保護、生活改善、内鮮融協問題の調査および研究、半島人の教育教化の普

【表】福井県下朝鮮人融和団体の推移(稿)



『福井新聞』の関連記事、中央協和会『(秘)協和事業機構簡則』(中央協和会、1943年)

及、矯風の改善、半島人相互保護救済」に乗り出した⁽⁵⁾。財源は県費からの補助や、寄付金によってまかなわれ、組織は、会長は中野福井県知事、副会長は関県警察部長と玉置県学務部長、幹事は本堂県社会課長と石井県特高課長、評議員は各関係町村長および各警察署長でそれぞれ構成された⁽⁶⁾。この経緯と構成をみればわかるとおり、県協和会は公権力でもって「融和」を推進しようとする官製団体であった。

県協和会では一九三八年五月二八日に幹事会を開き、協和会の事業内容について協議した。その内容は次のとおりである。

- イ. 県下在住鮮人の生活並びに●●●●●の調査
- ロ. 鮮人の●●●●●保護、●●●●●の事情により帰郷せんとするものに対し適当と認められた範囲において保護指導を与へ旅費なきものに貸与の便を考慮する
- ハ. 生活一般の内「地？」化を促進するため内地婦人会協力の下に生活改善指導を行ふ即ち作法および和服着付の講習会旧鮮服の染改造講習、食物調理の講習会等の開催

二、映画、講習等による衛生思想の普及

ホ、簡易健康、診療（巡回）相談所の開設

へ、内地語を解しないものおよび無教育者に対し夜

間講習会の開催

ト、中堅壯年鮮人（男女）に対し修養講習会の開催⁷⁾

この内容を見ると、生活、風俗の「内地」化、衛生思想の普及、日本語普及、修養講習などを目的とした教育

・教化事業の重要性が強く意識されていたことがわかる。

県学務部長が副会長を担当していることから教育・教化事業の比重が高かったことは想像に難くない。

このような姿勢は一九四〇年に中央協和体制が発足して以降も変化はなかった。中央協和会体制下でそれ以前の各融和団体は一律的に協和会の支会ないしは支部に改編されたが、各支会（支部）ごとの事業計画をみると、県協和会体制のときと同様に、教育・教化事業の重要性が意識されていたことがわかる。断片的な事例ではあるが、ここで一九四一年五月三十一日に坂井郡三国支部が開催した総会記録のうち、その事業計画の部分を引用してみる。

▲事業計画

一、会員の保護救済

一、皇国民精神を「涵？」養するため講演会、懇談

会、神社の●●奉仕を実施する

一、教養教化施設として夜学の開設、就学児童の奉

励、補導員の指導を行ふ

一、生活改善の指導を行ふため婦人講習会並に成人

講習会を開催

一、協和会事業の趣旨普及

一、会員の表彰⁸⁾

ここでも夜学、講演会、講習会などの重要性が意識されていることが読みとれる。もちろん、このような計画はこの地域の独自の内容であるというよりは、一九三九年一〇月一〇日付で厚生省社会局長および内務省警保局長が沖繩を除外したすべての府県の長官宛に伝達した通牒⁹⁾の趣旨に従ったものであることはいままでもない。

以下では、県協和会体制発足前後から中央協和会体制時期にいたるまでの教育・教化事業のうち、夜学校の設

立、「国語」教育の性格、「錬成」の性格などに注目し、その実態を分析していくことにしたい。

(2) 夜学校の設立

この時期の『福井新聞』の記事のなかには、県内各融和団体が設立した学校、夜学校に関する情報が断片的ではあるが掲載されている。以下では、そのうち福井市と南条郡武生町の事例を紹介することにする。

活動の詳細をもっともよく知ることのできるのは福井市とその周辺地域を管轄した昭和協親会（以下、協親会）の事例である。『福井新聞』一九三七年四月七日付の記事では、四月一五日から福井市勝見日ノ出町にある善隣館の一部を借りて、福井市内外の朝鮮人子弟に対する夜学校を開設するという協親会の事業計画が報道されている。⁽¹⁰⁾

この夜学校は毎日夜七時から二時間ずつ開講され、教師は牧野虎雄、土井西別院（≡浄土真宗本願寺派福井教区のこと）布教師などの日本人が担当した。第一期の学生定員は三〇名で、修業年限は二年と設定された。⁽¹¹⁾ 教科内容は小学校高等科レベルの知識と日本語を教えるものと

されたが、⁽¹²⁾ 一九四一年一月の時点では国語（日本語）、算術、修身、唱歌を教えていたことが確認される。⁽¹³⁾ その他、修業年限一年の専修科も設置したが、⁽¹⁴⁾ 一九四一年一月の時点では三〜四年生の存在も確認される。⁽¹⁵⁾ ことから、設立以後に修業年限が変更ないしは新設されたようである。

この夜学校の名前は「協親学院」で、四月一八日に開校式が挙行されたが、院長（校長）は関福井警察署長であった。⁽¹⁶⁾ 開校当時の生徒数は四五名で、⁽¹⁷⁾ 定員を大幅に超過していた。翌年三月の最初の卒業式の際には六〇名が修了した。⁽¹⁸⁾ このときの卒業生は専修科の生徒であろうというのであるから、追加入学ないしは編入を認めていたものと推測される。ただ、開校以後も一定程度の生徒数を維持していたとみられ、一九四〇年五月の時点で四五名、⁽¹⁹⁾ 一九四一年一月時点で三六名⁽²⁰⁾ の在籍者を確認することができる。

もう一つの事例は、武生町に居住する朝鮮人の組織を目的とした昭和永昌会（以下、永昌会）の場合である。永昌会では一九三七年五月一日に総会を開いた。そこでは、「老幼を問はず邦語を教授する」ため民家を借り受

け、夜学校を開設することが決定された。⁽²¹⁾ この夜学校は同年六月一五日に開設されたが、指導者は協親会の場合と異なり朝鮮人四名で、四月一日から三月三十一日まで三学期に分けて毎日教授するという方針を採った。⁽²²⁾ 授業時間は毎日夜八時から二時間であり、教授内容は修身、算術、「国語」であった。⁽²³⁾ 実質的な出席者はこの年の七月の段階で一五〜一六名であり、⁽²⁴⁾ 協親学院に比べ規模は小さかったといえる。

ただ、この夜学校は協親学院とは異なり、継続的に運営されたものではなかった。一九三九年四月二八日の永昌会の総会で「中絶した夜学校を復活」することが決議された⁽²⁵⁾ ほか、一九四一年八月の時点で協和会武生支会が新しく学校を開設する方針を打ち出し、⁽²⁶⁾ 同年十一月一日の補導員打合会の席上で夜学開設の件が決定された。⁽²⁷⁾ などという報道をみると、夜学校の機関としての継続性は弱かったとみななければならないだろう。

福井、武生のこれらの動きを受けて以降、吉田郡森田町、⁽²⁸⁾ 坂井郡丸岡町⁽²⁹⁾ などの地でも夜学校が開設され、また敦賀市でも「同進学院」という初等教育機関が開設されるにいたった。⁽³⁰⁾

ところで、朝鮮人子弟を「皇国臣民」として養成する過程で重要視された教科目が修身や「国語」などであることはすでによくいわれている。とりわけ「内地」化されたことを外面的に判断することのできる基準こそが「国語」の習得程度であった。それだけに習得される「国語」能力は「きれいな」発音や表現でなければならなかった。もともと、朝鮮人人口の増加および定住化の傾向をみせた一九二〇年代末から一九三〇年代初の段階で言語不通の問題は顕在化しており、福井市内在住の朝鮮人に対する日本語学習用の長期講習所の設置計画が発表されたこともある。⁽³¹⁾ ただ、この時点では言語不通状態の解消がおもな目的であって、そのために一部の職業で日本人の側が朝鮮語学習をおこなったり、あるいは一部公的領域で朝鮮語の使用を認めたりという対策もなはなかった。⁽³²⁾ しかし、戦時期にいたっては朝鮮人の日本語習得は単なる言語不通状態の解消以上の性格を帯びたのである。一九四一年八月八日付の記事をみると、協和会武生支会で朝鮮人を対象とした学校を開設計画中であるということだが、その目的として「まちまちの半鮮内地語」を「標準国語」へと徹底するために、『協和国語読本』を「編纂」、

「国語に半島語を振りつけて平易で覚えやすい●●つき日用品並びに日用会話を記載」するとある。⁽³³⁾ また同年一月粟田部支会が主催した「国語習得講習会」では、国歌である「君が代」の解説から始めたところ。⁽³⁴⁾ これらの事例は「国語」教育に要求された機能が何であつたかを端的に示している。一九四〇年度事業実施状況では、「国語普及状況及其ノ指導状況」は「大体ニ於テ国語ノ普及ハ良好ナルモ未修得者ニツキテハ協和会発行ノ協和国語読本ヲ使用シ夜学ヲニケ所ニ開設シ之方指導ニ当リツツアリ」と報告されている。⁽³⁵⁾ 朝鮮人の言語生活を「国語」化させようとする試みは夜学校においてのみならず朝鮮人教化のさまざまな局面でみられたことはいままでもないだろう。

2 朝鮮人指導者層の養成

(1) 朝鮮人青年指導者層の養成と彼らの役割

福井県において朝鮮人融和団体を通じた朝鮮人指導者層の養成に關しても『福井新聞』の記事で断片的にはあるが確認可能である。

協親会では、日中戦争期以降、先述の教育事業以外にも納税組合、国防献金、創氏改名、勤労奉仕などを推進していった。このような事業を推進するためには朝鮮人指導者層の存在が不可欠であつたが、協親会は指導者育成に直接的ないしは間接的に関与していたことが確認できる。

一九三七年に、福井市在任の「中堅」朝鮮人を中心に、「人格を陶冶し、生活の改善向上を期する」ために、一ヶ月に一度ずつ「防護、防犯、防火、風儀、衛生、修養」などに関する講習会を開催することを目的とした「青年団」が結成された。ちなみに、ここでは協親会幹部が講師を担当していた。⁽³⁶⁾ それだけではない。一九三八年一二

月には、協親会内に自ら「青年部」を新設し、協親会が直接に指導者養成に乗り出したのである。このとき配布された「趣意書」をみれば、当時展開されていた国民精神総動員運動も、「文字、言語、生活態様等の相違から遺憾ながら徹底した実践がおこなはれてゐる」とはいえず、その「徹底した実践」のためにも「よき指導者を得」る必要がある、その指導者養成のために「善良なる青年」の「入会をすゝめ将来会の中堅となさんことを要望する」という。そして、そこで、その「青年」の対象となる人物は、「内地語」（＝日本語）を理解する満一六歳以上三〇歳未満の男子とされた。⁽³⁷⁾「青年部」には部長、副部长、幹事長が各一名ずつ存在し、幹事若干名、班長、副班長をそれぞれ若干名置いて、修養会の開催、「内鮮融和」問題に関する調査研究その他をその事業とした。⁽³⁸⁾

このような動きは全県的にもおこなわれていた。一九三八年八月八日に県協和会では、県下各警察署の関係役員二〇余名を集め会議を開いた。ここでは、朝鮮人の教育向上のため、「優秀な者」五〇〜六〇名を推薦して、輔導委員会を作るため、嶺南、嶺北の二ヶ所で中堅人物養成のための講習会を開くことが決定された。⁽³⁹⁾ うち一回が

八月三二日に南条郡今庄村で開催され、大飯、遠敷、三方、敦賀、今立、南条、丹生の七郡から合計二二名の「中堅青年」が出席した。⁽⁴⁰⁾ 日程は八月三一日から九月二日までの三日間であったが、講習内容は次のとおりである。

第一日（三十一日）午後一時開講、国旗掲揚、宮城遙拝、点呼、注意、講話、体操、美化作業、国旗降下、夕食、国民歌謡、静座

二日目（九月一日）午前五時起床、国旗掲揚、宮城遙拝、ラヂオ体操、講話、昼食、礼儀作法、講話、実習、国語発音実習、体操、国民歌謡、静座

三日目（二日）国旗掲揚、宮城遙拝、ラヂオ体操、講話、美化作業、座談会、閉講⁽⁴¹⁾

「心身の修養鍛錬」を経た中堅人物層は将来的に朝鮮人社会における指導的役割を担うことが期待されていた。そのような中堅人物たちは一般朝鮮人社会をよく知る一方で、言語、生活習慣が「内地」化された存在であつて、統治権力の側は彼らに朝鮮人社会全体を「内地」化させる手段としての重要な役割を期待したのであつた。よつ

て、中堅人物の養成は協和事業の実施要目としても重要視された。⁽⁴²⁾そして、彼らは協和会の補導員として活動することになった。指導員および補導員の設置は、協和会支会設置時の明確な条件として規定されていた⁽⁴³⁾ことをみても、彼らは文字どおり「内鮮一体」を実現するために必要な存在なのであった。戦局の拡大に際し、朝鮮人に対する徴兵制が施行されるのを目前に、このような中堅人物の養成はよりいっそう重要な意味を帯びていったことは想像に難くない。県協和会はこのような時局に直面し、補導員数を増員しようとした。一九四三年一月九日付の記事では、その当時約一〇〇名の補導員が存在したが、二月一〇日までに六〇〇余名へと拡充し、徴兵制施行に必要な朝鮮人の戸籍および寄留調査を遂行することになったという計画が報道された。⁽⁴⁴⁾この事例だけでも、補導員の役割がいかに大きかったかを推測できよう。

このように時局を反映しつつ、補導員の増加が必要視されるなか、補導員として養成される「青年」たちは、「錬成」という名のもとでよりいっそうの規律化が要求された。朝鮮人「青年」を対象とした錬成は、戦時体制下においては朝鮮人に日本精神を鼓吹させ、最終的には彼ら

を戦争の兵力資源へと動員することを意味した。吉田郡松岡町の事例をみると、一九四三年に「決戦第二年を戦ひ抜かう」と在住朝鮮人が錬成目標として、「完全な内地化と皇民魂の振起昂揚を目標と定め」、その計画内容として「夜学会の開催」、「指導者幹部の宿泊錬成会」の実施などを挙げている。⁽⁴⁵⁾前者に関しては、「町在住の半島男子特に青年に国語を習得せしめ皇道精神を把握させる目的で毎週一回町国民学校の一室を借りうけ同校訓導や協和会支部の指導員を囑託して学科は勿論凡ゆる角度から皇道精神を注入するもの」とされ、後者は「協和会」松岡地方支部の同会幹部を全部永平寺に集め行を通じて皇民魂を振起するもの」とされた。⁽⁴⁶⁾とりわけ前者に関して、夜学校が戦時体制下において担った役割を端的に示したものといえる。この事例ではとくに示されていないが、この時期に「錬成」の名でおこなわれたさまざまな教化事業には軍事教練を含むものも多かったことを付言しておく。

ところで、ここで錬成対象となった「青年」とは誰なのか、という問題が残る。すでに、協親会青年部の場合には、満一六歳以上三〇歳未満の「内地語」を解する男子

であつたことを確認したが、他のいくつかの事例を調べてみると、地方の実情によつて差異があつたようである。一九四一年一月二六日の三国支部主催の錬成講習会の場合は各戸より一名ずつ参加するよう要請されたことが確認されるが、この際には「青年」規定の詳細が定かではない。⁽⁴⁷⁾一九四三年五月の春江町支部（坂井郡）の場合には、四〇歳以下の者全部が、⁽⁴⁸⁾七月八日の敦賀支会の「半島壮丁錬成所」入所式の際には、一七〜二二歳の男子が、⁽⁴⁹⁾同年七月から勝山支部（大野郡）で始まつた半日入営訓練は、一七〜三五歳の男子が、⁽⁵⁰⁾九月に始まつた協和会各支部の軍事教練の対象者は一九二三年一月から二五年一月までに生まれた朝鮮人（但し青年学校および中等学校の在学者ならびに卒業者は除く）が、⁽⁵¹⁾それぞれ対象者として規定されるなど、錬成対象者の規定は個別に定められていた。

錬成の内容と水準をみると、一九四三年に丹生郡西田中村で始まつた親和夜学園での軍事教練は、三四名の青年を初等（国民学校初等科三年生程度）、中等（同四〜六年生程度）、高等（同高等科程度）の級に編成し、毎週月・金曜日に学科と「内地生活様式並各種作法」、そして月

三回（毎月一日・一〇日・一九日）の軍事教練を実施しているという。⁽⁵²⁾同年九月より県協和会の各支部で始まる軍事教練は、修身一時間、国語四時間、算数一時間、体操二時間の特別訓練もおこなうとしている。⁽⁵³⁾このように「青年」養成に要請されたのは、軍事教練を中心とした心身両面の鍛錬であつたが、そこに中堅人物を再生産していく過程をみてとることができ、このような方針は戦争末期に協和会が興生会へと改編されても基本的には変わらなかつた。⁽⁵⁴⁾

（2）婦人講習会の性格

指導的役割を期待されたのは男性だけではない。協和会は女性に対する修養も何度か試みている。ここで、一九三八年五月二八日の県協和会幹事会で決定された活動方針中に、次のような事項があつたことに再度注目したい。

八、生活一般の内「地？」化を促進するため内地婦人会協力の下に生活改善指導を行ふ即ち作法および

和服着付の講習会旧鮮服の染改造講習、食物調理
の講習会等の開催

朝鮮人女性に対するこのような講習会の重要度は県協和会の一九四〇年度事業実施状況でも確認される。その年に協和会支会が主催した「婦人講習会」は回数としては一五回、受講者数は四〇〇名を数えており、講習状況は「礼儀作法ヲ中心トスル一日講習」と報告されている。⁽⁵⁷⁾『福井新聞』にも「婦人講習」に関する記事がしばしばあらわれるが、以下では、その内容を具体的に把握することのできるいくつかの事例を通して、この「婦人講習会」の性格について考えてみたい。

一九三八年一月一日、福井市の西別院で福井警察署管内在住の朝鮮人女性七〇名を対象とした「養成講習会」が開かれた。翌日の新聞紙上では、会場で昼食をとる女性たちの写真が掲載されているが、おそらく食事に
関する作法の講習の模様を写したものと思われる。⁽⁵⁸⁾

この講習会は昨八月下旬から九月上旬まで森田町と今庄町で開催された「懇話座談会」の主旨を受けたものであった。座談会は、県内在住の朝鮮人男子を集め、「日本

風俗への同化を主旨とした」ものであったが、その場で、「非常に好成绩を得た」ので、さらに「今後は半島人婦人団体にこの主旨を徹底せしめる」ことを意図し、「生花、或お茶日本婦徳らの礼儀を伝習する」ことにしたのである。⁽⁵⁷⁾当初の予定では九月中旬に開催する予定であったが、一二月に延びたようである。

そのときの講習対象となった「婦人」とは「中堅婦人」であり、中堅幹部養成が男子だけでなく女性にまで及んでいたことがわかる。⁽⁵⁸⁾このような講習会は何回か開催されたようだが、その「成果」を受けて、協親会では将来「女子青年部」を設置する方向で協議をおこない、その準備作業として独自に裁縫、礼儀作法などの講習会を開く方針を立てるにいたった。⁽⁵⁹⁾

福井県下のこのような「中堅婦人」講習会に関する記事も散見される。一九三九年一月三〇日、敦賀市で六〇名の女性を対象とした「半島人中堅女子指導講習会」が開催された。内容は、国歌斉唱、皇居遥拝、武運長久祈願、黙祷ののち「時局と日本女子の覚悟」（本堂県社会課長）、「日本精神」（石井県特高課長）その他衛生関連の講演や、「礼儀作法」に関する実習などであった。⁽⁶⁰⁾

また、一九四三年六月五日、協和会松岡支部では「協和修養塾」を開設した。第一期受講者として二〇名を選んで、毎週二日間午後六時から九時まで修身、作法、裁縫の三科目を教授するとある。⁽⁶¹⁾ 修業期限は六ヶ月であり、最初は幹部婦人に、その次からは満一七歳以上の「女子青年」に開放するとあるが、⁽⁶²⁾ ここでも男性の場合と同様、女性に対しても中堅人物の養成が意図されていたことがわかる。松岡町協和会ではすでに同年二月の段階で、「婦人常会の設置」と「女子青年の裁縫学舎の経営」の計画が打ち出されていた。⁽⁶³⁾ このことについて、「婦人常会は町在住の主婦二百五十名を四班に分ち国民学校作法室へ集め日婦支部幹部、協和会支部役員が女子の勤めについて指導すると共に戦時生活の徹底を図り婦人の立場から国策協力に万全を期するものである。女子青年の裁縫学舎は日婦支部と協力し裁縫技術を習得せしめる他、女子一般の礼儀作法などを指導し婦人の内地化と消費生活の切つめに寄与する計画」⁽⁶⁴⁾ とその内容が説明されているが、この「協和修養塾」は、とくに後者の計画が具体化したものであった。

上記以外にも「婦人講習会」に対する事例はいくつか

見られる。しかし、それらが「中堅婦人」の養成を意図したものであるのか、それとも一般女性に対する修養を意図したものであるのかは明確に判断することは難しい。現段階において指摘できることは、いずれにせよ、女性たちに裁縫、「国語」、訓育、礼儀作法などの指導をおこない、最終的には家庭生活を「内地」化させる手段として「婦人講習会」の意義が目ざされていたと考えなければならぬだろう。生活様式の「内地」化を可視的に示す行為の一つが、和服の着用であった。樋口雄一によれば、大阪を始めとして朝鮮人女性に対する和服着用の強制政策がおこなわれたが、一九三九年以降、日本民衆に対する衣服統制諸政策が展開されるなか、朝鮮人女性に対して和服着用が強制されていたといえる。⁽⁶⁵⁾

その一九三九年八月二二日付の新聞記事をみると、大野親和会では「婦人」の生活様式を「内地」化させるための講習会の開催が計画されたが、その内容として作法、服装、衛生、料理などを挙げている。⁽⁶⁶⁾ つまり、「内地」化の基準の一つが服装問題にあったことを端的に示す事例である。一九四〇年度福井県協和会の事業実施状況をみれば、「内地服着用状況」は「普通程度」とのみ記され

ていて、⁽⁶⁷⁾ 詳細な状況を知るのは難しい。しかし、一九四〇年一月五日付新聞記事では、鯖江地区協和会の「婦人」たちが翌年六月一日から朝鮮服を廃止して日本服を着用するように協議したという記述がみられる。⁽⁶⁸⁾ また、一九四一年一月九日付の記事では武生在住の朝鮮人「婦人」たちが朝鮮服の製作を禁止し、四〇歳以下の女性は一九四二年六月一日までに一着以上の和服を作ることにしたとある。⁽⁶⁹⁾ このような女性たちの行動が完全に自主的におこなわれたのかどうかは不明だが、協和会による「婦人講習会」などの「修養」を通して、「内地」化された生活習慣や思考を内面化した女性たちが主導したものと考えることもできよう。もちろん、樋口が指摘するように、和服強制に対する朝鮮人たちの抵抗の事例⁽⁷⁰⁾ も存在しえた。史料的には確認できないが、福井県の場合もそのような事例が存在した可能性を否定することはできない。この点については今後の課題としたい。

むすびにかえて

以上、日中戦争期以降の福井県における朝鮮人融和団

体の教育・教化事業と指導者層養成過程についてみてきた。史料の限界もあり、おもに『福井新聞』の記事から事実を構成してきた。関連記事を整理して気づいたことは、県協和会体制が発足してのち、当局側では教育・教化事業の重要性が意識されつづけたということである。具体的には協和会の地方支会（支部）を単位とした夜学校のような教育機関が設置されたり、講習会が開催されたりしたが、それらの意図は朝鮮人指導者層の養成という性格を帯びていたことが明らかになった。

朝鮮人指導者の養成はまさに中堅人物の養成を意味したが、それは、いわゆる朝鮮人「青年」層を指導し、将来的な幹部・補導員を育成しようとする営為であった。朝鮮人補導員を設置するのは、協和会支会設置の必須要件でもあり、一般朝鮮人社会と密接に接点を有した彼らに対する当局側の期待感は大きなものであったことはいうまでもない。そして、これら教育・教化事業の実態は、いったん養成された彼ら幹部たちがまた「青年」層を指導していくという中堅人物養成の再生産過程の存在を示唆するものでもある。「養成」の対象は男性だけではなかった。女性に対する「中堅婦人」の養成過程も確認さ

れ、朝鮮人の生活の「内地」化のメカニズムが組織的かつ網羅的におこなわれようとしていたことがわかる。

本稿では、朝鮮人融和団体による事業として教育・教化事業の性格について考えてきたが、その事業の「成果」は、上からの圧力としての「内地」化を朝鮮人が内面化することによってあらわれたことはいまでもない。『福井新聞』の記事には、そのような朝鮮人「青年」ないしは「青年」予備層の「美談」もしばしばあらわれる。試みに一例を挙げるなら、一九三八年五月五日付記事では、坂井郡三国町在住の「中山春一」こと黄充先少年が三国警察署に「児玉部長」を訪ねて、三国町青年学校への入学希望を打ち明けたが、それに心を動かされた「児玉部長」、「田中町長」、「高橋校長」が討議の結果、試験を受けさせ、「破格の入学許可」が下りたというエピソードが紹介されているが、「中山少年」がこれを受け、「将来は軍事か警官になつてお国の為に尽したい決心です。如何なる苦難も恐れませんが、なまりのとれた鮮な日本語で語つてゐた」と記事は結ばれる。⁷¹⁾このような「美談」の背景にある朝鮮人青年層の実態がどのようなものであるのか、教育・教化事業を通じた指導者層の再生産構造

の存在を前提にあらためて考察してみる必要がある。そのためには、もう少し視野を広げて、朝鮮人指導者層が朝鮮人の日常生活のなかで果たした役割は何であったのかについて検討することも重要であろう。『福井新聞』には、朝鮮人融和団体幹部の動向、地方選挙への立候補問題、その他「有志」層の動向について、確認できる記事がいくらか存在する。それらの整理を通して、戦時期福井県の朝鮮人社会の動向についてさらに深く分析することが今後の課題となる。

いずれにせよ、本稿の分析は、これまで樋口を始めとして研究がおこなわれてきた協和会の実態を、福井県の事例に即してあらためて確認する作業であるといえる。必ずしも日本全国における戦時下の朝鮮人統制のあり方が明らかになつていない現状において、その空白を少しでも埋めることができたなら、望外の喜びである。

【注】

(1) 詳細については、三ツ井崇「一九三〇年代福井県における朝鮮人社会の動向と朝鮮人融和／統制団体の設立」『韓国研究センター年報』vol. 6、二〇〇六年）を参照

されたい。

(2) 樋口雄一『協和会―戦時下朝鮮人統制組織の研究―』社会評論社、一九八六年。

(3) 『財団法人中央協和会要覧』（財団法人中央協和会、一九四〇年）所収の「地方協和事業団体結成調」では一九三七年八月一〇日となっており、『秘』協和事業機構調』（財団法人中央協和会、一九四三年）では一九三七年八月一五日となっていて、詳細については検討が必要である。ただ、一九三九年六月ごろから各団体の連合会を結成する動きが始め（「聯合会結成へ！―県下の内鮮融和団体を統一、七月中旬聯合大会を―」『福井新聞』一九三七年六月二三日付）、同年七月の段階では、諸団体の統合ではなく、県庁内に指導団体を置く方向に転換したことが明らかになっており（「指導を目的に内鮮融和会を―県庁内に特設の計画―」『福井新聞』一九三七年七月一三日付）、同年八月前半に福井県協和会が設置されたことはほぼ間違いない。

(4) 「融和を目ざし内鮮協和会を組織―会長には中野知事が―」『福井新聞』一九三八年三月二日付。

(5) 同右。引用に際しては、適宜句読点を補った。以下同じ。

(6) 同右。関県警察本部長とは、一九三七年一月八日から一九三八年四月二日まで在任した関外余男のことである

（福井県警察本部警務部秘書課編『福井県警察史』福井県警察本部、一九六九年、「附録」）。

(7) 「内鮮融和と保護指導へ―県協和会で幹事会―」『福井新聞』一九三八年五月二九日付。●は判読不能箇所、また、「」は原則として引用者による注である。以下同じ。

(8) 「協和会支部総会（坂井）」『福井新聞』一九四一年六月二日付。

(9) 昭和十四年厚生省発社第一一三号厚生省社会局長・内務省警保局長発各地方長官（除沖繩）宛「協和事業ノ拡充ニ関スル件依命通牒」一九三九年一〇月一〇日。

(10) 「在住半島人の夜学校開設―十五日から善隣館で―」『福井新聞』一九三七年四月七日付。

(11) 同右。

(12) 同右。

(13) 「半島人子弟に興亜魂を吹込む―善隣館の協親学院―」『福井新聞』一九四一年一月二〇日付。

(14) 前掲「在住半島人の夜学校開設―十五日から善隣館で―」。

(15) 前掲「半島人子弟に興亜魂を吹込む―善隣館の協親学院―」。

(16) 「関さんが校長、半島人の夜学校―十八日開校式を挙行―」『福井新聞』一九三七年四月一八日付。関福井警察署長とは一九三六年八月二七日から一九三八年七月一五

日まで在任した関市太郎のことである（福井県警察本部警務部秘書課編前掲『福井県警察史』、七八七頁）。

(17) 「内鮮融和に懸命な協親学院―現在生徒は四十五名―」『福井新聞』一九三七年四月二十九日付。

(18) 「協親学院初めての卒業式」『福井新聞』一九三八年三月二〇日付。

(19) 「協親学院の終了式挙行」『福井新聞』一九四〇年五月二日付。

(20) 前掲「半島人子弟に興亜魂を吹込む―善隣館の協親学院―」。

(21) 「半島人の夜学校―武生居住者で開設―」『福井新聞』一九三七年五月一七日付。

(22) 「昭和永昌会の半島人教育―毎日夜学校を開く―」『福井新聞』一九三七年六月一七日付。

(23) 「美しい隣人愛―半島人子弟教育へ、高柳校長教壇に起つ―」『福井新聞』一九三七年七月八日付。

(24) 同右。
(25) 「夜学を復活―永昌会総会―」『福井新聞』一九三九年四月二十九日付。

(26) 「半島人に国語読本―武生協和支会で学校開設―」『福井新聞』一九四一年八月八日付。

(27) 「夜学の開設―協和会武生支会で協議―」『福井新聞』一

九四一年一月九日付。

(28) 「半島人の燃ゆる向学心―森田町に夜学校を開設―」『福井新聞』一九三八年五月二十五日付。

(29) 「夜学を開講―丸岡町協和会―」『福井新聞』一九四一年四月二二日付。

(30) 「六十余歳の老婆も生徒―敦賀に半島人の学校―」『福井新聞』一九三八年四月一三日付。

(31) 「市内の鮮人で日本語を研究―長期講習所を設置―」『福井新聞』一九二九年七月二一日付。

(32) 例えば、北陸線で朝鮮人乗客が増えたことに対応して、北陸線の車掌が朝鮮語を学習することになった事例（北陸線の車掌クン朝鮮語を稽古―近來メツキリ朝鮮人の乗客が殖えた為め―）『福井新聞』一九二九年四月二七日付）や、選挙の投票の際、朝鮮文字（ハングル）での投票が可能になった事例（「朝鮮文字の投票有効―福井市在住の鮮人は無影響―」『福井新聞』一九三〇年二月二日付）などが存在する。

(33) 前掲「半島人に国語読本―武生協和支会で学校開設―」。一九四〇年に中央協和会から発行された『協和国語読本』は、ハングルでルビを振つたものではないため、おそらくこれとは別のテキストと思われるが、いまのところ現存は未確認である。

- (34) 「まづ国歌「君ヶ代」解説―半島人の国語講習会開講さ
る―」『福井新聞』一九四二年一月二〇日付。
- (35) 財団法人中央協和会編『協和事業年鑑（昭和十六年版）』
財団法人中央協和会、一九四二年、二〇二頁。
- (36) 「福井在住の中堅半島人で青年団を組織する―協和会幹
部が講師となり生活改善をはかる―」『福井新聞』一九
三七年七月二四日付。
- (37) 「昭和協親会に青年部を新設―中堅青年として活躍さす、
半島人に趣意書を配布―」『福井新聞』一九三八年一二
月四日付。
- (38) 「昭和協親会青年部結成式―内鮮一体へ一路邁進―」『福
井新聞』一九三八年二月二〇日付。
- (39) 「教養向上に半島人を輔導―講習会等を開く―」『福井新
聞』一九三八年八月九日付。
- (40) 「半島青年講習始る」『福井新聞』一九三八年九月二日付。
同右。
- (41) 前掲昭和十四年厚生省発社第一一三号厚生省社会局長・
内務省警保局長発各地方長官（除沖繩）宛「協和事業ノ
拡充ニ関スル件依命通牒」。
- (42) 同右。
- (43) 「協和会補導員六百に―半島人徴兵制実施に備へ―」『福
井新聞』一九四三年一月九日付。
- (44) 「戦ふ決意昂揚―半島同胞の決戦態勢―」『福井新聞』一
九四三年二月三日付。
- (45) 同右。
- (46) 「協和会員の錬成講習会」『福井新聞』一九四一年一月
二二日付。
- (47) 「町から村から―協和会で軍教―」『福井新聞』一九四三
年五月九日付。
- (48) 「半島壮丁錬成所入所式」『福井新聞』一九四三年七月九
日付。
- (49) 「半島青年に軍事猛訓練」『福井新聞』一九四三年七月二
八日付。
- (50) 「半島青年に軍教」『福井新聞』一九四三年八月二八日付。
- (51) 「半島青年に軍事教練―親和夜学園―で実施―」『福井
新聞』一九四三年四月一日付。
- (52) 前掲「半島青年に軍教」。
- (53) 「半島人抱擁に温い手―県興生会が補導員を設置―」『福
井新聞』一九四五年二月八日付。
- (54) 財団法人中央協和会編前掲『協和事業年鑑（昭和十六年
版）』、二〇二頁。
- (55) 「内鮮一体へ、昨日西別院で養成講習会―結果は好成績
―」『福井新聞』一九三八年二月一九日付。
- (56) 「半島人の風俗同化運動―各地で座談会を開催―」『福井
新聞』一九四三年一月九日付。
- (57)

- 新聞』一九三八年九月一〇日付。
- (58) 「半島婦人達に〈日本〉婦徳涵養―十八日西別院で講習会を開く、明春は県下各地で―」『福井新聞』一九三八年二月一七日付。
- (59) 「日本婦道の涵養―半島婦女子の生活改善に、礼儀・裁縫の講習―」『福井新聞』一九三九年五月三〇日付。
- (60) 「半島人中堅女子指導講習会―三十日敦賀小学校で―」『福井新聞』一九三九年一月二十九日付。
- (61) 「協和修養塾開設―半島婦人に皇民の心構へを―」『福井新聞』一九四三年五月二十五日付。
- (62) 同右。
- (63) 前掲「戦ふ決意昂揚―半島同胞の決戦態勢―」。
- (64) 同右。
- (65) 樋口雄一前掲『協和会―戦時下朝鮮人統制組織の研究―』、一六六―一六九頁。
- (66) 「半島婦人の生活様式内地化―大野親和会で講習会―」『福井新聞』一九三九年八月二二日付。
- (67) 財団法人中央協和会編前掲『協和事業年鑑（昭和十六年版）』、二〇二頁。
- (68) 「朝鮮服を廃し純日本服を着用、明年六月一日から―鯖江半島婦人申合せ―」『福井新聞』一九四〇年一月二十五日付。

- (69) 「着物は和服に―半島婦人たち申合せ―」『福井新聞』一九四一年一月九日付。
- (70) 樋口雄一前掲『協和会―戦時下朝鮮人統制組織の研究―』、一七二―一七六頁。
- (71) 「半島の青年青校入学を嘆願―向学心に当局感激―」『福井新聞』一九三八年五月五日付。

【付記】

主要史料である『福井新聞』は福井県文書館所蔵のものを利用した。福井県文書館関係者に謝意を表したい。